**相続事前対策**

**（1）特別受益・寄与分について協議する。（民法９００条～９１０条）**

**①特別受益**

**特別受益とは、被相続人からの生前に受益（学費・生活支援・持参金・遺贈・贈与・自宅購入費支援）が社会通念上、資産の前渡しと判断される場合は相続財産に加算して法定相続分を計算し、その後受益者の実際の相続分から控除することで、相続人間の不公平を是正する制度をいう。**

**②寄与分**

**寄与分制度は、昭和５５年に導入された制度である。**

**寄与分とは被相続人の財産の維持・形成に貢献（自分の財産を給付・立替え）し、また療養・介護・老後の世話等に努めた相続人に法定相続分以上の相続を協議（相続人間）や家裁の調停・審判で寄与分を減算して計算し寄与者に加算すること認める制度です。**

**（２）相続人間でのみ話し合い第三者を入れない。**

**相続人以外外の第三者（特に相続人の配偶者）を参加させない。**

**協議期間を定め、そこで結論が出ない場合はお互いの弁護士に一任する。**

**（3）相続人が契約者・受取人の被相続人が被保険者の保険に加入し得、代償金あるいは、相続税納税資金対策とする。**

**（4）相続財産の事前調査**

**相続対象資産と負債及び葬儀表の一覧表を作成し評価による申告義務と特例適用による納付義務の有無を調査する。**

**（5）相続人間での協議書作成**

**分割協議書を相続人間で作成し確認する。全員一致が成立要件。**

**（6）公正証書遺言書の作成**

**相続人が特別受益や寄与分を協議した結果を反映させるのがベストであるが相続が争族になる事を事前に予告して公正証書遺言書の作成を依頼する。**

**（７）家庭裁判所への申込**

**相続人間での協議が出来ない場合は家庭裁判所に申し立て、調停や審番を得る。**

**（８）生前贈与と養子縁組**

**現金または評価額（自社株）を贈与の基礎控除である年間１１０万円または相続税率が10％（200万以下）の連年贈与を受ける。（３年内贈与）**

**相続人の配偶者を被相続人との間で養子縁組する。（相続開始以後解約）**

**（9）被相続人の名義で銀行借入し自宅を建築し同居する。**

**（10）相続財産の管理を毎年継続する。**